

# 東栄町障害者施設等通所通院交通費助成事業実施要綱

平成22年11月25日

訓令第9号

## (目的)

第1条 この要綱は、障害者が社会福祉施設等に通所又は通院のために必要な交通費の一部を助成することにより、障害者及びその保護者の経済的負担を軽減し、並びに障害者の自立及び社会参加を促進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において「障害者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児
- (2) 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者及び発達障害児

2 この事業において「社会福祉施設等」とは、次に掲げる施設等をいう。

- (1) 法第5条第6項に規定する生活介護事業を行う施設
- (2) 法第5条第7項に規定する児童デイサービス事業を行う施設
- (3) 法第5条第13項に規定する自立訓練事業を行う施設
- (4) 法第5条第14項に規定する就労移行支援事業を行う施設
- (5) 法第5条第15項に規定する就労継続支援事業を行う施設
- (6) 法第5条第21項に規定する地域活動支援センター事業を行う施設
- (7) 東栄町地域生活支援事業（給付事業）実施要綱（平成21年東栄町訓令第7号）の規定による日中一時支援事業を行う施設
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校
- (9) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定するサービスを提供している施設
- (10) 人工透析治療を行う医療施設
- (11) 前8号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたもの

## (助成の対象者)

第3条 助成を受けることができる者は、東栄町の区域内に住所を有する障害者とする。

(助成の対象経費等)

第4条 助成の対象経費は、障害者が社会福祉施設等に通所又は通院のために必要な経費とする。

2 助成の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。この場合において、助成の額に100円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

(1) 公共交通機関の利用に要する経費 運賃として実際に要した額の2分の1の額

(2) 自家用自動車の利用に要する経費 別表に定める額に通所又は通学の日数を乗じて得た額

3 前項第2号の距離の計算は、障害者の自宅から当該障害者等が通う社会福祉施設等までに至る経路のうち、一般に利用し得る最短距離によるものとする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、東栄町障害者施設等通所通院交通費助成金申請書(様式第1号)に、障害者施設等通所通院証明書(様式第2号)又は学校長の在学証明書を添えて、町長に提出しなければならない。通院時については、人工透析治療を行う医療施設が発行する診療明細書等を添付することにより証明することができるものとする。

(決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成を適当と認めるときは、東栄町障害者施設等通所通院交通費助成金決定通知書(様式第3号)により当該申請をした者に通知する。

(助成金の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者が、助成金の支給の請求をするときは、東栄町障害者施設等通所通院交通費助成金請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の行為によってこの要綱による助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

自家用車を利用する際の片道分の距離	1日分の助成額
10kmを超え、20km以下	210円
20kmを超え、25km以下	270円
25kmを超え、30km以下	330円
30kmを超え、35km以下	390円
35kmを超え、40km以下	450円
40kmを超える	500円

注 片道分のみ自家用自動車を利用した場合は、1日分の助成金額の半分の額を助成する。